⑶　確定拠出制度

当機構の確定拠出制度への要拠出額は10,868,460円となっております。

（長期貸付金について）

一般勘定においては、貸付実行（金銭消費貸借契約締結）と同時に貸付金の全額を借入者が機構に預け入れたうえ、貸付対象事業等の進捗状況等に応じて、その都度貸付資金を交付する方式を採っております。貸借対照表に計上している長期貸付金には、この貸付資金の未交付額（貸付受入金）は含まれておりません。

なお、平成27年度末貸付受入金額は85,074,100,000円となっております。

（減損の兆候について）

⑴　減損の兆候が有り減損を認識したもの

該当固定資産	用　途	場　　所	種　類	帳簿価額	減損損失累計額
高槻宿舎 （集合住宅１棟）	職員用宿舎	大阪府高槻市	建物	54,172,162円	175,152,838円
			土地	54,500,000円	16,900,000円

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、不要資産の国庫返納として東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付することとされており、固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準（平成27年１月27日（以下、「減損会計基準」という。））第３減損の兆候第２項⑸に基づき、減損の兆候を認めていたところですが、平成27年４月４日をもって当該資産を使用しなくなったため、帳簿価格を回収可能サービス価格まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目としております。また、減損額のうち損益計算に計上している金額はありません。

なお、当該資産の回収可能サービス価額は正味売却価額より測定しており、不動産鑑定評価に基づいて算定しております。

⑵　減損の兆候が有り減損を認識しなかったもの

該当固定資産	用　途	場　　所	種　類	帳簿価額	減損の兆候の概要（不使用決定日）
小金井宿舎 （戸建２戸）	職員用宿舎	東京都小金井市	建物	988,156円	平成25年３月29日
			土地	69,661,240円	
日野宿舎 （戸建５戸）		東京都日野市	建物	44,570,553円	平成25年４月30日
			土地	96,613,692円	
宝塚宿舎 （集合住宅１棟）		兵庫県宝塚市	建物	25,346,240円	平成25年４月30日
			土地	52,887,120円	
千里山宿舎 （集合住宅１棟）		大阪府吹田市	建物	24,946,380円	平成25年９月30日
			土地	65,576,328円	

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、不要資産の国庫返納として東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付することとされており、減損会計基準第３減損の兆候第２項⑸に基づき、減損の兆候を認めております。なお、上記宿舎については、それぞれ当該資産を使用しなくなったため、帳簿価額を回収可能サービス価額まで減額し、当該減少額を損益外減損損失累計額として資本剰余金の控除項目として計上しております。また、減損額のうち損益計算に計上している金額はありません。

なお、当該資産の回収可能サービス価額は正味売却価額より測定しており、不動産鑑定評価に基づいて算定しております。

（不要財産に係る国庫納付について）

⑴	不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類		土地及び建物（玉川宿舎、用賀宿舎）		
⑵	帳簿価格		玉川宿舎	用賀宿舎	合　　計
		取得価格	113,337,404円	326,126,990円	439,464,394円
		減価償却 （減損損失を含む）	26,775,222円	99,481,974円	126,257,196円
		帳簿価格	86,562,182円	226,645,016円	313,207,198円
⑶	不要財産となった理由		独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、不要資産の国庫返納として玉川宿舎ほかを国庫返納することとされたことにより、宿舎としての用途を廃止したため。		
⑷	国庫納付等の方法		譲渡収入による納付 （独立行政法人通則法第46条の２第２項）		
⑸	譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額		玉川宿舎	用賀宿舎	合　　計
			130,926,398円	235,195,416円	366,121,814円
⑹	国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額		2,815,143円		
⑺	国庫納付等の額		363,306,671円		
⑻	国庫納付等が行われた年月日		平成27年10月29日		
⑼	減資額		439,464,394円		

㈱　地方公共団体及びその他民間等への払戻額はありません。

（国庫納付及び資本金の減少について）

承継債権管理回収勘定は、機構法附則第５条の２第６項から第８項並びに同法施行令附則第５条の２第２項から第６項に基づき、回収元本及び積立金について定められる期日までに国庫納付を行い、資本金及び利益剰余金を減少させることとなっております。

なお、平成27年度においては、252,060,892,489円を国庫納付し、資本金を218,333,312,568円、利益剰余金を33,727,579,921円減少させております。

（年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定について）

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月７日閣議決定）において、次のとおり記載されております。

講ずべき措置		実施時期	具体的内容
不要資産の国庫返納	政府出資金等	23年度以降実施	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。

（承継教育資金貸付けあっせん勘定について）

承継教育資金貸付けあっせん業務は、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、平成20年度より業務を休止しております。